

第三者評価結果報告書

①民間あっせん機関名

森産科婦人科病院

②第三者評価実施機関名

株式会社ソーシャルリサーチ

③第三者評価の受審状況

評価実施期間 契約日(開始日)	令和6(2024)年10月21日
評価実施期間 評価結果報告日	令和7(2025)年5月20日

④総評

＜特に評価が高い点＞

1.養子縁組あっせんに精通した職員による支援の提供
養子縁組あっせん業務を中心的に支える職員は、産科婦人科病院としての業務を行いながら長年にわたりのぞまない妊娠や、特定妊婦への支援などを通じ、経験を積んでいます。外来部門、病棟部門、病院全体を統括する事務部門から3名の職員が専門的な知識と多角的な視点を持って生みの親や養親候補者、養親を支えています。また、理事長が養子縁組の責任者であり、「安心母と子の産婦人科連絡協議会」の理事となっており、必要な情報や研修の受講からよりよい養子縁組あっせんを行っています。

2.自己評価と第三者評価を通じた業務改善への意識
毎年度、自己評価に取組み、見いだされた課題について改善策に取組んでいます。令和6年度は業務手順書の改定に取組んでおり、令和7年度から運用を行っています。その他にも、相談業務の向上を目指し、定期的に外部からのコンサルテーションを受け、業務の見直しに継続して取組んでいます。また、相談業務の充実を目指し、社会福祉士等の相談援助職の採用も検討するなど、生みの母や養親希望者、養親に対してより良い支援を目指して取組んでいます。

＜改善が求められる点＞

1.相談、苦情への取組み
ホームページにて、メールや電話での相談を受け付けており、一定の反響があります。望まない妊娠や、医療へつながるきっかけとして連絡があるケースもあり、最大限の対応を行っています。しかし、折り返しの電話に相手が出ない、送ったメールが届かないなど、取組みが相手に伝わらないケースもあり苦慮しています。院内に、他機関で行っている支援メニューやパンフレットを設置するなど、支援を必要とする人に対して専門機関への橋渡しの工夫も行っていますが、産婦人科病院として、また養子縁組あっせん機関として様々な情報提供する機会や専門性を活かし啓発活動などに取組んでいくことを期待します。

＜その他＞

		全体の評価		
		評価ランク	評価の理由	特に評価が高い点 改善が求められる点
No.1	I-1-(1)-① 基本方針が明文化され、周知が図られている。	a	全国の産婦人科医療施設が加盟している、「あんしん母と子の産婦人科連絡協議会」(あんさん協)に参加し、ネットワークからの情報等を基に、基本方針に則り、特別養子縁組のあっせんを行っています。基本方針を業務手順書やホームページに明文化し、職員だけでなく生みの親、養親希望者、関係機関等への周知を図っています。子どもの最善の利益の確保と適切な業務遂行と記録の整備を目指し業務手順書を改定し、記録物の充実に向けて準備を進めています。感染症予防のため職員の集合研修の機会が制限されていましたが、書面での周知を含め職員が基本方針を十分に理解できるよう配慮しています。	基本方針の明文化と周知に向けた取組みを行い、特に業務手順書の改定を進めている点が評価できます。2025年度からの改定版適用を予定しており、継続的な改善姿勢が見られます。また、職員研修についても、コロナ禍及びその後の感染予防対策で集合研修が困難な状況下でも文書化した研修内容を提供する工夫が見られます。さらに、地域の保健師や病院との情報共有を積極的に行い、外部との連携を強化しています。関係機関とのネットワークを活用し、特別養子縁組のあっせんの適正な運営に向けた体制の構築に努めています。
	■ 基本方針が、文書や広報媒体(パンフレット、ホームページ等)に記載されている。			
	■ 基本方針は、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっており、職員への周知が図られている。			
	■ 基本方針は、職員への周知はもとより、児童、生みの親、養親希望者及び業務上連携する関係者・機関に周知され、十分な理解を得よう努めている。			
No.2	I-2-(1)-① 事業の安定性や継続性を担保する事業計画が適切に策定されている。	b	基本方針に基づいた事業計画を策定しており、業務の安定性と継続性を確保するための取組みを行っています。特に、あんさん協の業務手順書を参考に業務手順書改定を実施するなど、計画的な運営を目指している点は評価できます。また、経営環境を定期的に分析し、必要な見直しを行っています。	事業計画は、収支報告とともに毎年度北海道に提出し、職員が把握しています。予算は、病院の公的事业として位置付け、適切な支出に努めるとともに、研修費など、基本方針を実践するために必要な経費は柔軟に対応しています。また、基本方針として定めた目標を達成するため、事業に係る費用の助成金などの活用も視野に入れています。
	■ 基本方針の実現に向けた目標が明確にされている。			
	■ 経営状況や支援内容、人材育成等の現状分析を行い、課題や問題点が明らかにされている。 □ 単年度の事業計画が策定されている。また、必要に応じて中長期計画が策定されている。			
	■ 事業計画には、収支計画に関する事項が含まれている。			
No.3	I-2-(1)-② 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われている。	b	事業計画を策定し、業務の継続性を確保するため、期中に事業計画の実施状況を把握し、評価や見直しを行っています。特別養子縁組を中心となって推進している職員が年度末に計画の振り返りを行い、次年度計画の原案を策定しています。しかし、職員が計画の評価プロセスに関与する機会が限られており、フィードバックの活用が不十分です。また、実施状況の評価結果が文書化されておらず、具体的な改善策が明確に示されていない点も課題として挙げられます。	事業計画の策定プロセスにおいて、職員の参画が限定的である点が課題です。今後は、中長期計画の策定とともに、事業計画の策定・実施・評価の流れをより組織的に整備することが必要です。特別養子縁組あっせん業務の牽引をしていく職員の育成などを含め、計画の策定に取組むことを期待します。
	■ 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。			
	■ 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。			
	■ 実施状況の把握や評価結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。			
No.4	I-2-(1)-③ 事業計画は、職員や生みの親及び養親希望者等に周知され、理解を促している。	b	業務手順書やホームページを通じて基本方針や事業計画の内容を明文化し、職員に周知しています。また、職員研修や資料の回覧を通じて事業計画の理解を促す取組みも見られます。しかし、対象期間内に特別養子縁組のあっせん業務がなかったこともあり、職員への情報提供は限定的で、特に病棟看護師などが事業計画の詳細を十分に把握しているとは言い難い状況です。また、生みの親や養親希望者への情報提供については、パンフレットや研修資料を準備しているものの実績がありませんでした。	事業所は、業務手順書やホームページに事業計画を明記し、職員への周知を行っています。また、コロナ禍やその後の感染予防の影響を受けながらも、職員研修や文書の回覧を通じた情報提供を続けている点は評価できます。生みの親や養親希望者への情報提供についても、パンフレットや文書を活用して説明を行う工夫が見られ、資料はわかりやすくまとめており、理解を促すための説明機会や方法についての配慮も定めています。
	■ 養子縁組のあっせんに係る事項について、職員に対し、周知を図り、理解を促す取組が行われている。			
	■ 事業計画の養子縁組のあっせんに係る内容は、生みの親及び養親希望者等に周知(配布、説明等)されている。			
	■ 事業計画の養子縁組のあっせんに係る内容を、分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、生みの親及び養親希望者等がより理解しやすいような工夫を行っている。			

		全体の評価		
		評価ランク	評価の理由	特に評価が高い点 改善が求められる点
No.5	I-3-(1)-① 養子縁組あっせん・相談支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b	養子縁組あっせん・相談支援の質の向上を目指し、業務手順書の見直しや職員研修の実施などの取組みを行っています。また、あんさん協との連携により、問合わせ等における困難事例や他の病院での事例等の収集なども合わせて質の向上に活用しています。しかし、中心となる職員への専門的研修機会が限定的である点や、支援の質の向上に向けた具体的な改善策の評価・見直しが十分に実施されていない点が課題です。さらに、養親希望者や生みの親への相談支援に関する質の向上策が明文化されておらず、継続的な改善活動が体系的に実施されているとは言えない状況です。	毎年度、自己評価に取組んでいます。また、あんさん協などの連携機関との情報共有や協力体制を整え、相談等に対応している点は評価できます。事業の中心的職員だけでなく、助産師等も事業に係る研修に参加するなど、生みの親と子どもの支援を丁寧に行っています。また、特別養子縁組あっせん業務の中心的職員は、事業開始時より長期にわたり関わることで医 院の養子縁組部門の設立経緯や、設立時の思いを伝え、看護師としての知識や支援の実績と基礎的相談援助技術を活用しています。
	■ 質の向上に向け、PDCAサイクルを意識し、組織として実施している。			
	■ 自己評価や生みの親や養親へのアンケートの実施、第三者評価の受審等を行っている。			
	■ 評価結果や苦情相談の受付・対応状況等について、分析・検討し、質の向上につなげるための仕組みがある。			
No.6	I-3-(1)-② 自己評価等の評価結果に基づき、取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b	自己評価の実施や業務手順書の見直しを通じて、課題の把握と改善に取組んでいます。また、以前の第三者評価で課題となった点について、業務手順書の改定を進めるなど、改善策を実施しています。しかし、自己評価結果に基づく具体的な改善策の計画と実行が十分に体系化されているとは言えず、継続的な改善プロセスが確立されていない点が課題です。特に、評価結果の改善に向けての取組みについての記録や、職員が自己評価の結果を共有し、改善に向けた議論を行う機会が限定的である点も改善が求められます。	業務の改善に向けた自己評価を定期的に行っており、業務手順書の見直しを進めている点が評価できます。また、過去の第三者評価によって明らかになった課題を踏まえ、記録物の充実や業務の標準化に取組んでいます。さらに、あんさん協等との関係機関との情報共有を通じて、支援の質を高めるための取組みを行っている点も優れています。
	■ 自己評価、第三者評価等の結果を踏まえ、改善の課題を明確にしている。			
	■ 職員間で課題の共有化が図られている。			
	□ 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。 ■ 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。			
No.7	II-1-(1)-① 養子縁組あっせん責任者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b	養子縁組あっせん責任者がその役割と責任を認識し、業務手順書改定や会議を通じて周知を図っています。また、関係機関との連携を担当するなど、組織内外の調整を担っている点は評価できます。しかし、職員への周知の範囲が限定的であり、養子縁組あっせん責任者の役割や責任が明確に文書化され、全職員に対して定期的に説明されているかは不明瞭な部分があります。さらに、責任者が職員の意見を集約し、意思決定プロセスに反映する機会も十分ではないと考えられます。	養子縁組あっせん責任者は、業務手順書や関係機関との調整を通じて、その役割を果たしています。また、責任者自身が関係機関との連携を積極的に行い、外部との協力体制を構築しています。特に、あんさん協の理事としての連携や、情報共有を行いながら業務を進めています。さらに、業務の標準化を進め、組織としての統一的な対応を強化しています。
	■ 養子縁組あっせん責任者は、基本方針等を踏まえた取組を具体化し、明確にしている。 ■ 養子縁組あっせん責任者が、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、職員に周知が図られている。			
No.8	II-1-(1)-② 養子縁組あっせん責任者は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b	養子縁組あっせん責任者は、法令遵守の重要性を認識し、業務手順書の改定や関係機関との情報共有を通じて、法的理解を深める取組みを行っています。また、関係機関との連携の中で、法令に基づいた対応を進める姿勢が見られます。しかし、責任者自身の法令理解を深めるための研修参加状況や、職員への法令に関する情報共有の具体的な取組みが十分に実施されているかについては不明瞭な部分があります。法令に関する最新の知識を定期的にアップデートし、組織全体での法令遵守体制を強化することが求められます。	養子縁組あっせん責任者は、業務の中で法令を遵守する姿勢を持ち、業務手順書の改定や関係機関との協力を通じて適正な運営を進めています。また、関係機関との情報共有を積極的に行い、実務の中で法令に基づく対応を進めています。さらに、あんさん協の理事として関係機関の会議やネットワークを活用し、最新の法令情報を収集する取組も行っています。また、職員に対して、子どもの出自を知る権利や個人情報保護などの側面から将来、どのように対応していくかや、記録の記載などについても話し合いを行っています。
	■ 養子縁組あっせん責任者が、遵守すべき法令等を正しく理解している。			
	■ 養子縁組あっせん責任者が、養子縁組あっせん責任者に係る研修に参加している。※法定事項 ■ 養子縁組あっせん機関職員に係る研修に、職員を参加させるなど、組織全体で法令遵守するための具体的な取組を養子縁組あっせん責任者が行っている。			

		全体の評価			
		評価ランク	評価の理由	特に評価が高い点	改善が求められる点
No.9	II-1-(2)-① 養子縁組あっせん責任者は、養子縁組あっせん・相談支援の質の向上に意欲を持ち、その取組に指導力を発揮している。	b	養子縁組あっせん責任者は、業務手順書の改定や関係機関との情報共有を通じて、相談支援の質の向上を目指しています。また、職員への研修機会を設け、指導を行っています。しかし、今回の評価対象期間において、特別養子縁組あっせん業務がなかったこともあり、責任者が組織全体の業務改善を主導し、職員を巻き込んだ継続的な質向上の取組みを体系的に進めているとは言い難く、指導力を発揮する場面が限定的である点が課題です。特に、相談支援の具体的な改善策の検討や、新たな支援方法の導入に向けた取組みの強化が求められます。	養子縁組あっせん責任者は、業務手順書の見直しや職員研修を通じて、相談支援の質を高めています。また、関係機関との連携を強化し、情報共有の場を活用して支援の質向上に努めている点も評価できます。特に、業務の中心となる職員は、看護師資格や実務を通じた支援経験を持ち、外部の福祉職等との連携に精通し、生みの親への支援を実施してきた実績があります。医療面や精神的な支援、外部連携において、医師である責任者が助言を行い、チームで対応する体制を整えています。	病院を受診する特定妊婦等を対象とする養子縁組あっせん業務を行っています。ホームページでも、「特別養子縁組についてお考えの方は、ご相談ください」と病院受診の有無に関わらず広く相談の窓口を開放しています。電話やメールなど、相談者の希望により相談方法を選ぶことができますが、相談者と担当職員との情報格差があったり、具体的な相談ではなくても、専門機関へ結びつけることが必要な場合もあります。今後は、そのような相談者に対する対応や、適切な相談窓口の案内など、不安に感じている相談者への対応等や他機関との連携についても検討していくことを期待します。
	■ 養子縁組あっせん責任者が、養子縁組のあっせん・相談支援の質の向上に意欲を持っている。				
	□ 養子縁組あっせん責任者が、養子縁組のあっせん・相談支援の質の現状について、定期的・継続的に評価分析を行っている。				
	■ 養子縁組あっせん責任者は、職員の意見を取り入れて質の向上に関する具体的な体制を構築し、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。				
	■ 養子縁組あっせん責任者が中心となって、関係機関との連携や調整を行っている。				
No.10	II-2-(1)-① 必要な人材の確保・育成・定着等に関して、具体的な取組が実施されている。	b	必要な人材の確保と育成に一定の取組みを行っています。職員の研修機会を提供し、業務手順の標準化を進めることで、専門性の向上を図っています。また、職員のストレスチェックの実施や健康管理に配慮する姿勢も見られます。しかし、人材確保の計画が明確に策定されているとは言い難く、新規採用や特別養子縁組あっせん事業の点位的な役割を担う職員育成の方針が不透明である点が課題です。また、専門的な研修の実施頻度が少なく、職員が継続的にスキルアップできる仕組みが十分ではないため、さらなる改善が求められます。	事業所は、職員研修の機会を提供し、業務手順の標準化を進めることで、職員の能力向上と支援の質の向上に努めています。外部の社会福祉士等からコンサルテーションを受けるなど、課題となっている相談支援の質の向上に具体的な取組を行っています。職員は、通常の病院での業務と特別養子縁組あっせん業務を兼務するため、ストレスチェックの実施や健康管理への配慮を行っています。また、あんさん協などの関係機関との連携を活用し、職員の専門性向上に向けた情報共有を行っていることも評価できます。職員の育成に関して、個々のスキルの把握を行っていますが、相談援助を行う専門職として職員の雇用を検討するなど、現場での実践力を高める工夫が見られます。	人材確保に関する計画が明確に策定されておらず、新規採用の方針や後継者育成の具体策が不足しています。また、専門的な研修の実施頻度が少なく、職員のスキルアップを継続的に支援する体制が十分ではありません。さらに、職員が長期的に定着できる環境を整えるための具体的な施策(キャリアパスの明確化や職場環境の改善)が求められます。今後は、採用・育成・定着の一貫した計画を策定し、継続的な人材育成を強化することを期待します。
	■ 適切な養子縁組のあっせん・相談支援が提供できる体制を構築するため、必要な人材を確保し、十分に育成ができるよう、マネジメント体制を構築している。				
	□ 職員一人ひとりの育成に向けたスーパーバイズが行えている。				
	■ 職員一人ひとりの状況に応じ、資格取得や研修等への参加機会の提供などの取組を行っている。				
	■ 基本方針や事業計画の中に、職員に求める基本姿勢や意識を明示している。				
	□ 基本方針や事業計画に基づき職員育成計画を策定し、計画に基づいた取組を行っている。(職員の援助技術の水準、知識の量と質、実務経験、専門資格を取得する必要性の有無、研修の計画的な受講等)				
No.11	II-2-(2)-① 職員が意見を表明しやすく、相談しやすい職場づくりに取り組んでいる。	b	職員の意見を尊重し、相談しやすい職場環境を整えるための取組みを進めています。また、職員研修の機会を設け、知識の向上を図っています。しかし、日常的な意見交換の場が十分に設けられているとは言えず、職員が業務に関する意見を自由に発信できる仕組みが整っていない点が課題です。特に、業務改善に関する職員の提案が反映される機会が限定的であるため、さらなる改善が求められます。	事業所は、職員の相談窓口の設置やストレスチェックの結果を踏まえ、産業医に相談することもできます。また、関係機関との連携を通じて、職員が他機関と情報交換できる機会を提供していることも、職場環境の向上に寄与しています。こうした取組みは、職員が安心して業務に取り組める環境を構築する上で重要な要素となっています。	業務に関する定期的な意見交換の場が設けられておらず、業務改善に関する職員の提案が実際に組織の運営に反映される仕組みが不十分です。また、特別養子縁組の業務に関して上司や管理職との対話の機会が限定的であり、職員が業務上の課題や改善策を共有できる環境づくりが求められます。今後は、定期的な意見交換の場を設けるなど、職員の声を組織運営に反映する仕組みを強化することが期待されます。
	■ 職員が自由に意見を表明して組織の運営及び決定に関与できる環境が整っている。				
	■ 職員がひとりで問題を抱え込むことなく、養子縁組あっせん責任者や他の職員にいつでも相談できる環境が整っている。				
	■ 職員からの相談、意見や悩み等を踏まえ、必要な助言・改善等に取り組んでいる。				
	■ 養子縁組あっせん責任者が、困難な事案や複数の事案を抱える職員等に対して、事案の進捗状況や、悩み事や問題が生じていないか逐次確認するとともに、必要に応じて積極的に助言を行っている。				

		全体の評価			
		評価ランク	評価の理由	特に評価が高い点	改善が求められる点
No.12 II-3-(1)-① 経営・運営の非営利性が確保されている。		a	法令に則った非営利性の確保に努めており、適正な経営・運営を行っています。特に、養子縁組あっせんに関する費用の透明性を維持し、不当な利益を得ることなく運営している点が評価できます。また、関係機関との協力を通じて、経営の健全性を確保し、適正な手続きを踏まえて運営を行っています。さらに、会計処理や財務状況の適正性の担保のため第三者機関による監査を受けるなど、非営利性の確保に向けた努力が見られます。	経営・運営の透明性を確保するために、法令に基づいた適切な運営を行っています。特に、会計処理や財務状況の管理を徹底し、不当な利益を生むような仕組みを排除している点は高く評価できます。業務手順書により、職員への周知を行うほか、生みの親や養親に対しても、取組を表明しています。また、関係機関との連携を通じて、経営の適正性を確保し、適切な監査を受けることで、財務の透明性を維持しています。こうした取組みは、養子縁組支援の信頼性を高める上で重要な要素となっています。	
	■ 金額の根拠や使途が不明な費用を実費として徴収していない。 ※法定事項				
	■ 事業運営に要する費用の抑制に努め、人件費や事務費等は、真に必要なものに限定されている。				
	■ 寄付金、会費の取扱いについて、指針が遵守されている。				
	■ 自らが行う事業の非営利性が疑われるような運営を行っていない。(人身売買または営利を目的とした養子縁組のあっせん、それらを示唆するような宣伝広告や事業説明等)				
	■ 養子縁組のあっせんのために、養親希望者に対して不当な条件を課していない。(広報活動への参加、養育施設での労務提供等) ■ 事業所毎の事業報告書を、毎事業年度終了後2か月以内に都道府県知事等に提出している。※法定事項				
No.13 II-3-(1)-② 経営・運営の非営利性について説明責任を果たしている。		a	生みの親や養親に対して、非営利性を確保するための取組みを行っていることを伝えています。手数料表の説明や、必要な費用についてわかりやすく伝え、金額の根拠を示しています。特別養子縁組の申込みや承諾撤回時に費用の負担が特別養子縁組を行うことに影響を与えないよう、運営の非営利性や、子どもの最善の利益なども説明しています。また、手数料を徴収する際は領収証を発行し、控えを永年保管しています。		
	■ 手数料を徴収するにあたっては、事前に金額の根拠や使途を明らかにしている。※法定事項				
	■ 手数料の金額の根拠や使途は、養親希望者や生みの親が容易に理解できるように、その内訳について一覧可能な書類の提示や、必要に応じて領収証等の根拠資料を併せて示している。				
	■ 手数料を受領した場合は、領収証を発行している。 ■ 養子縁組のあっせんに係る書類等を、個別の事例ごとに、養子縁組のあっせん後、5年以上保管している。(契約書、手数料の請求書や明細書、手数料の算定根拠となる領収証等)				
No.14 II-4-(1)-① 経営・運営の透明性を確保するための情報公開等が行われている。		b	ホームページにおいて、養子縁組あっせんに係る業務に関する事項(定款、手数料の算定基準等)は公表していません。しかし、毎年度の自己評価結果と、第三者評価結果についてはホームページに掲載しています。あっせんを希望する養親希望者および生みの親に対して、養子縁組のあっせんに関する手数料の額、実施方法、あっせんを中止した場合の費用負担の取扱い等については面談にて書面を交付し、流れを説明したうえで、事前説明を行っています。あっせんを希望する養親希望者および生みの親に対しては、不安に寄り添い誤解のないように伝えるためにも対面を基本として説明と同意を得るようにしています。		民間あっせん機関の責務として、運営の透明化や定款、手数料の算定基準や業務内容などについて適切な方法により、予め公表することが求められています。あっせんを希望する養親希望者および生みの親に対して説明を行う際は、誤解が生じないような配慮のもと、事前説明との位置づけで行っています。その場でどうするかを決めず、ゆっくり検討するように促していますが、今後は電子メールでの送付や書面の交付なども含め、ホームページ等での情報提供について検討することを期待します。
	□ 養子縁組のあっせんに係る業務に関する事項(定款、手数料の算定基準等)を、ホームページへの掲載等の適切な方法により公表している。※法定事項				
	■ あっせんを希望する養親希望者および生みの親に対して、養子縁組のあっせんに関する手数料の額、実施方法、あっせんを中止した場合の費用負担の取扱い等を、電子メールの送信や書面の交付等により事前に情報提供している。※法定事項 ■ 業務の質について自ら評価を行うとともに、第三者評価を受け、それらの結果について公表している。※法定事項				

		全体の評価			
		評価ランク	評価の理由	特に評価が高い点	改善が求められる点
No.15	II-5-(1)-① 民間あっせん機関が業務を行ううえで必要となる社会資源が明確になっており、活用する仕組みがある。	a	養子縁組あっせん事業を行う部門の職員が中心となり、養子縁組のあっせん業務を適切に行うために、地域の保健師や病院、自治体などの関係機関と情報共有を行い、必要な社会資源を活用しています。関係機関のリストは病棟看護師等とも共有し、どのような場合に関係機関と連携するかなどを文書やOJTで学んでいます。また、生みの親、養親希望者の状況に合わせ情報提供を行っています。あっせん業務終了後も見据え、信頼関係の構築やエンパワメントにより児相への届け出や里親交流など自主的に相談したり、つながることができるように支援しています。	養子縁組のあっせん業務に関連する社会資源を活用するため、地域の保健師や病院、自治体とのネットワークを構築しています。特に、医療機関との協力を通じて、妊娠中の相談支援や子どもの保護に関する対応を行っている点は評価できます。また、関係機関と定期的な情報交換を行い、社会資源の活用を進めていることも、支援の充実に寄与しています。こうした取組みは、養子縁組を希望する、生みの親、養親希望者に対し、より適切な支援を提供するために重要な要素となっています。	
	■ 自らの役割及び自らの機能を達成するために必要となる関係機関を含む社会資源を認識し、関係する情報を収集している。				
	■ 収集した情報について、業務に携わる職員が常に活用できるよう、業務方法書等により共有している。				
	■ 児童、生みの親、養親希望者ならびに養子縁組成立後の養親及び養子となった児童に対して、関係機関による支援が利用可能であることを適切に情報提供している。※法定事項				
No.16	II-5-(1)-② 関係機関との連携・協働による支援が適切に行われている。	b	養子縁組のあっせん業務において、地域の保健師や病院、自治体などの関係機関と一定の連携を行っています。特に、妊娠相談など、支援が必要なケースについて情報共有を進めており、適切な支援を提供する体制が部分的に整っています。しかし、関係機関との協働による支援の具体的なプロセスが標準化されておらず、ケースごとの対応に依存する傾向が見られます。連携の継続性や組織的な取組みの強化が求められます。		関係機関との連携・協働が、個別対応に依存しており、組織全体での統一的な対応フローが確立されていません。特に、支援の継続性を担保するための明確なルールや手順が不足しており、関係機関ごとの役割分担が明確ではないケースも見られます。対象期間内に特別養子縁組の実施がなかったこともあり、連携体制を強化し、組織的な取組みを強化することも必要です。今後は、関係機関との協働による支援の標準化と、長期的な連携の維持に向けた取組みを強化することを期待します。
	■ 関係機関と連携・協働して支援できる体制を構築するよう努めている。				
	■ 関係機関との連携に際し、必要に応じて児童、生みの親、養親希望者ならびに養子縁組成立後の養親及び養子となった児童に関する情報提供、情報受容がある旨を説明し、同意を得るよう努めている。				
	■ 養子縁組あっせん事業の業務の一部を委託する場合には、当該機関が法第6条第1項の許可を得ていること、関連法令等を遵守していることを確認している。				
No.17	III-1-(1)-① 生みの親による養育可能性の模索が適切に行われている。	a	生みの親が自ら養育する可能性を検討できるよう、相談支援を行っています。特に、妊娠相談やカウンセリングを通じて、生みの親が意思決定を行うための情報提供を行っている点は評価できます。また、関係機関と連携し、必要に応じた支援を提供しています。養育可能性を模索する際に生みの親の家族との面談を実施し、養育の可能性や気持ちを確認しています。生みの親や家族等に確認する事項をリスト化するなど、支援プロセスを標準化しています。家庭訪問なども行い、養育能力や経済面、生みの親の気持ちなどを含め多職種で検討しています。生みの親が十分な時間をかけて養育の可能性を検討する環境を確保しています。	妊娠相談やカウンセリングを通じて、生みの親が養育の可能性を検討できる機会を提供しています。また、関係機関と協力し、経済的・心理的な側面も含めた支援を行っている点は評価できます。さらに、生みの親が適切な意思決定を行えるよう、公的な支援の説明や、地域の支援機関等を交えたサポートを行っていることも評価できます。こうした取組みは、生みの親にとって重要な選択肢を確保するために有効な手段となっています。	
	■ 具体的に養子縁組の検討を進める段階において、生みの親との面接をして事情を聴取している。※法定事項				
	■ 生みの親の家族や親族との面接の必要性を適切に判断し、必要な場合には面接を行っている。				
	■ 生みの親や家族、親族との面接を通じて、生みの親の養育力やその環境等についてアセスメントを行っている。				
	■ 生みの親の置かれた状況を把握したうえで、その経済的な問題や子育ての問題を解決するための選択肢を検討することについて、十分な理解を得られるよう、丁寧に説明している。				

		全体の評価		
		評価ランク	評価の理由	特に評価が高い点 改善が求められる点
No.18	Ⅲ-1-(1)-② 児童や生みの親、養親候補者に対して養子縁組のあっせん・相談支援に必要な情報を適切に提供している。	a	生みの親に対して、妊婦検診や入院、出産費用の補助など、どんな支援策があるのかを、個別に伝えています。また、「特別養子縁組成立までの概要」「特別養子縁組の成立までの手続き」に、手続きの流れをフロー図で示し、わかりやすく伝えています。出産までの生活の相談や悩みなどについて、養子縁組あっせん部門の職員だけでなく、病棟看護師など、話やすい職員との相談ができるようにし、妊娠から出産までの公的な生活支援メニューを伝えています。また、養親候補者に対しては、過度な期待を抱かせないよう配慮するとともに、時間的な目途などについても伝えています。また、あんさん協からの情報だけでなく、児童相談所からの特別養子縁組の打診などもあることを伝えています。	
	■ 生みの親の状況に応じた情報提供を行っている。(経済的な支援に関する情報、就労支援等の幅広い社会資源に関する情報等)			
	■ 生みの親の状況に応じて、相談窓口等の情報提供や関係機関への連絡等を行っている。			
	■ 必要に応じて、児童及び生みの親が関係機関につなぐための支援を行っている。			
	■ 生みの親が生活支援を必要とする場合には、できる限り公的支援につなぐなど、当該支援の提供が養子縁組の意思決定に不当に影響しないよう配慮している。			
	■ 民間あっせん機関が直接生活支援を行う場合でも、公的支援での提供が可能な支援については、その趣旨を丁寧に説明したうえで、公的支援の利用を優先している。			
	■ 養親候補者に対して必要以上の期待を抱かせることのないよう配慮している。			
No.19	Ⅲ-1-(1)-③ 生みの親からの同意が適切な方法でとられている。	b	生みの親からの同意を得る場合は、面談により、説明を行い、十分に意思を確認しています。一人の助産師との話だけでなく、外来を担当する助産師とも話し合い、気持ちを整理してもらっています。段階を踏んで特別養子縁組の理解を深められるようにしていますが、生みの親の状況や気持ちに合わせて行うため、マニュアル化は行っていません。生みの親に対し、子どもの幸せや権利についても伝え、生みの親が十分に理解した上で意思決定できるよう支援している点は評価できます。また、関係機関との連携を活用し、法的手続きを適切に進める体制を整えています。しかし、同意の確認は外来受診のたびごとに行うなど、時間をかけて行っていますが、同意取得のプロセスが標準化されているとは言えず、ケースごとの対応に依存している傾向があります。また、生みの親が意思決定に必要な情報を十分に得られているかの確認や、同意の過程を記録する仕組みの強化が求められます。	生みの親が十分に理解し納得した上で同意できるよう、説明を行い、意思決定を支援しています。また、関係機関と連携し、法的手続きが適切に行われるよう配慮している点も評価できます。さらに、生みの親の状況に応じて個別の相談支援を行い、心理的な負担を軽減する取組みも見られます。
	■ 養子縁組のあっせんに関する生みの親の同意は、制度や手続き、手数料等について、面会により、あらかじめ丁寧に説明し、十分な理解を得たうえで、書面により確認している。※法定事項			
	■ 養子縁組のあっせんを行う場合は、年齢と発達に応じて、丁寧な説明と十分な理解のもとで子どもの意向を確認し、自ら意思を表明しない乳幼児等の場合には、権利擁護について配慮している。			
	■ 生みの親が熟慮したうえで養子縁組に関する意思決定ができるよう、初回相談の場で決定を迫ることはしない等の配慮をしている。			
	■ 同意の確認において、生みの親の熟慮や養子縁組の同意の撤回を妨げる行為を行っていない。			
	■ 生みの親が妊娠中に養子縁組を希望している場合でも、養親候補者と児童が面会することについての同意及び養子縁組成立前養育を行うことの同意は、児童の出生後にあっせんの各段階で得ている。			
	■ 養子縁組成立前養育を行うことの同意を事前に得ている場合においても、その開始に先立ち、改めて同意を確認するよう努めている。			
No.20	Ⅲ-1-(1)-④ 養子縁組のあっせん・相談支援の開始・過程において、児童や生みの親、養親希望者にわかりやすく説明している。	a	養子縁組のあっせん・相談支援の過程において、養親希望者に対して資料を基に説明を行っています。養親として不適格となる場合の基準はあんさん協のホームページに掲載していることを伝えています。また、職員による家庭訪問や相談支援を通じて、養子縁組の流れや必要な手続きを説明しています。また、あんさん協などの関係機関との情報共有を活用し、説明内容の適正化に努めています。今回の対象期間内に特別養子縁組のあっせんの実施や、あんさん協への養親推薦はありませんでした。	
	■ 養親希望者に対しては、養子縁組に関する詳細な説明と合わせて、関連事項について十分な情報提供及び説明を行い、理解を得ている。			
	■ 養親希望者に対して情報提供及び説明を行った結果、理解が不十分な場合には養子縁組のあっせんは行っていない。			

		全体の評価			
		評価ランク	評価の理由	特に評価が高い点	改善が求められる点
No.21	III-1-(2)-① 養親希望者やその家族、家庭状況等について丁寧に情報収集を行っている。	a	養親希望者に対する情報収集を実施し、訪問により家庭環境や養育方針、親族への面談を行い確認する仕組みを整えています。あんさん協の本部にて養親希望者が適切な養育ができるかどうかを判断しているため、共通した書面により、項目の漏れなく確認を行う仕組みが整っています。一次面接と書類審査を通じて、養親希望者の適性を評価しています。こうした取り組みは、養子縁組の安全性と適切性を確保する上で重要な要素となっています。		
	■ 養子縁組のあっせんを行う前に、養親希望者及びその全ての同居家族と面会を行っている。				
	■ 少なくとも一度は養親希望者の家庭訪問を行い、養親希望者及びその全ての同居家族の意向、家庭状況等を把握し、養親として適切な養育ができるかを判断するための情報収集を丁寧に行っている。				
No.22	III-1-(2)-② アセスメントやマッチングについて、組織的な検討と決定を行っている。	a	マッチングはあんさん協で行っています。地域では、養親希望者は少ないこともあり、養親希望者に対しても助言や支援を行っています。養親希望者と子どもの適切なマッチングを行うためにアセスメントを実施し、面談後に二次面接に進む場合は推薦状を発行しています。面談や書類審査を通じて、養親希望者の適性や家庭環境を多職種で評価しています。	養親希望者の選定にあたっては、定められた様式によるアセスメントの他、多職種での総合的な評価の他に、審議委員会で検討し推薦状の発行を行っています。また、今後については、あんさん協との連携のもと、二次面接を北海道実施するための外部有識者との連携を含めた人員体制の調整や職員の研鑽を重ね、準備を行っています。	
	■ 養子縁組あっせん責任者を含めた複数の職員が、業務方法書に基づくアセスメントや組織的な検討を行うなどの適切な手続きによりマッチングをしている。				
	■ アセスメント、マッチングにおいて、医療職、心理職等の助言を得られる体制が確保されており、必要な助言を得ている。 ■ 養親候補者の選定は、専門的な知識及び技術に基づき、児童の最善の利益を最大限考慮しながら行っている。				
No.23	III-1-(2)-③ 国内におけるあっせんが優先されている。	—	非該当		
	☐ 国際的な養子縁組のあっせんは、国内における養子縁組の可能性を十分に模索したうえで実施している。※法定事項				
No.24	III-1-(2)-④ 国際養子縁組を行う場合、マッチングの手順が適切に実施され、養子縁組成立後の支援が担保されている。	—	非該当		
	☐ 国際的な養子縁組を行う場合、適正な手続きによりマッチングが行われている。				
	☐ 国際的な養子縁組を行う場合、養子縁組成立後に至るまで、相手先国において支援が適切に提供されることを確認している。				
No.25	III-1-(3)-① あっせん前の児童の一時的な養育は、適切な環境で行われている。	a	医院で出産した新生児を対象とした特別養子縁組を行っているため、それ以外の子どもの受入れはありません。そのため、子どもの入院は一般の新生児と同じ環境となります。産科婦人科病院としての新生児対応環境が整っています。		
	☐ あっせん前の児童の一時的な養育が想定される場合には、あらかじめ養育施設の設置や人員の確保、乳児院等との協定の締結等を行っている。				
	■ あっせん前の児童の一時的な養育の方法について、業務方法書に記載している。				
	■ あっせん前の児童の一時的な養育は、子どもの状況に応じた適切な養育環境で行われている。 ☐ 生命の維持や安全に配慮を要する児童の一時的な養育は、医療機関をはじめとする関係機関との連携のもと、その保護と適切な養育環境の確保を行っている。				

		全体の評価			
		評価ランク	評価の理由	特に評価が高い点	改善が求められる点
No.26	Ⅲ-1-(3)-② あっせん前の児童の一時的な養育及び養親候補者による児童の養育の開始に関する手続きが適切に行われている。	a	あっせん前の子どもの一時的な養育および養親候補者による養育開始に関する手続きは、業務手順書に定め、養親希望者に対して入院教育を行っています。あっせん前の家庭訪問・面接では生活空間、地域特性、生活状況などのアセスメントと記録を整備し、養親の居住地の関係機関との連携を行い、必要な手続きを進めています。養親候補者に対する説明や準備期間を設け、養育環境の整備を支援しています。同居児童の届出などの手続きは養親候補者自身が行うため、養育開始時に直面する課題に対する支援の仕組みが十分に整っていない点も課題となります。	養育環境の安全確保に向けて、関係機関との連携を行いながら、子どもの一時的な養育や養親候補者による養育開始に関する手続きを支援しています。特に、養育開始前に必要な説明や手続きの確認を行い、養親候補者が準備を整えられるよう支援しています。また、養親候補者が教育入院を行うことで子どもの健康状態や心理的な影響などを含めて考慮し、子ども一人ひとりに合った養育環境を整えられるようにしています。	
	■ 児童を3か月以上(乳児は1か月以上)同居させる場合には、同居児童の届出を行っている。				
	■ 児童の養育のために把握しておくべき必要な情報が明確になっている。				
	■ 児童の養育に必要な情報について十分に把握し、養親候補者に対して、児童の養育を開始する前に提供している。 □ 養親候補者による児童の養育の開始にあたっては、その時点での家庭状況を再度確認し、児童との交流や関係調整を十分にしている。				
No.27	Ⅲ-1-(4)-① 養親候補者による児童の養育開始から、養子縁組成立までの支援が適切に行われている。	a	養親候補者による養育開始から特別養子縁組成立までの支援を実施しており、地域の保健師や関係機関との情報共有を通じて子どもの健康状態や養育環境を把握する仕組みを整えています。また、養親候補者が育児に困った場合に相談できる窓口を案内し、必要な支援を提供しています。養親候補者が北海道以外に居住する場合などは、メールや電話等の活用もを行っています。	養親候補者に対して入院教育に際し「セレモニー」を行い、養親と子どもの愛着関係の形成を支援しています。子どもとの出会いの際に、生まれた時からの画像や名前の由来、成長過程を伝え、子どもの気持ちを代弁するなど、よりよい関係性を築けるようにしています。養育開始後のフォローアップとして、関係機関との連携を活かし、子どもの健康状態や養育環境を定期的に確認しています。入院教育を通じて養育に関する基礎的な情報提供を行うことにより、養親候補者が適切な養育環境を整えられるよう支援しています。	
	■ 養親候補者による養育開始後、安心して児童を養育することができるよう、きめ細やかな相談支援を行っている。				
	■ 養親候補者と児童を定期的に訪問し、監護の状況を確認している。				
	■ 必要に応じて、養親候補者の居住地を管轄する児童相談所などの関係機関との連携を図っている。 ■ 養親候補者による養育開始後1か月以内に法第32条第3項の届出を行うなど、必要な支援が遅滞なく提供されるよう連携体制を整えている。 ■ 養親候補者が児童を3か月以上(乳児は1か月以上)同居させる場合、同居児童の届出が行われるよう、養親候補者に対して必要な説明を行うとともに、届出の有無を確認している。				
No.28	Ⅲ-1-(4)-② 養子縁組の申立手続き等に関する情報提供が適切に行われている。	a	法的な親子関係を成立させることが子どもの最善の利益にとっても望ましいことを伝え、特別養子縁組の申立手続きに関する情報提供を実施しており、養親候補者が手続きの流れを理解できるように説明を行っています。また、入院教育の3日目の午後、特別養子縁組の申立ての説明を「養親登録された方へ」を基に行っています。関係機関と連携し、必要な書類や手続きの詳細について案内する体制を整えています。	養親候補者が家庭裁判所への手続きをスムーズに進められるよう、申立手続き等に関する情報提供を入院教育のスケジュールに組み込み、遅滞なく提出できるようにしています。また、個別相談の機会を設けるなどの支援を行っています。	
	■ 養子縁組成立前養育の監護状況から、法律上の親子関係を成立させることが望ましいと考えられる場合、速やかに家庭裁判所への申立等の手続きをとるよう、養親候補者に指導及び助言を行っている。				
No.29	Ⅲ-1-(5)-① 養子縁組成立前養育が中止された場合、児童の保護が適切に行われている。	a	養子縁組成立前養育が中止されたケースはありませんが、養子縁組成立前に養育が中止された場合の対応について、関係機関と連携し、子どもの保護を適切に行う体制を整えています。特に、児童相談所や医療機関と協力し、安全な環境へ速やかに移行させる仕組みを構築しています。また、一時的な養育先の確保や子どもの健康状態のチェックを行うなどの対応も定めています。	前回の第三者評価以降に、業務手順書の養子縁組前養育が中止された場合の手順の検討を行っています。緊急対応を行うため、児童相談所や医療機関と連携し、子どもの安全な環境の確保に努めています。健康状態を把握し、必要に応じて医療機関での診察を実施するなど、身体的な保護について適切な対応を定めています。こうした取り組みは、養育中止が発生した際の子どもの安全を守るために重要な要素として、より詳しい手順を定める予定となっています。	
	■ 養子縁組成立前養育が中止された場合の対応について、業務方法書等に定めている。				
	■ 養子縁組成立前養育が中止された場合には、児童の保護を適切に行い、必要に応じて関係機関に連絡するなどの適切な対応を行っている。 ■ 養子縁組成立前養育の中止を求めたときは、監護の権利を有する者への児童の引渡し、児童相談所に対する要保護児童通告など、適切な措置を講じている。※法定事項				

		全体の評価			
		評価ランク	評価の理由	特に評価が高い点	改善が求められる点
No.30	Ⅲ-1-(5)-② 養子縁組成立前養育が中止された場合、児童と養親候補者への支援が適切に行われている。	b	養子縁組成立前に養育が中止された場合、子どもの安全確保と一時的な保護の対応を行う仕組みがあります。また、関係機関と連携し、養親候補者に対して一定の説明やフォローアップの実施を定めています。特に、児童相談所や医療機関と協力し、子どもの心身のケアに配慮している点は評価できます。また、子どもの再調整を優先して行うことになっています。しかし、養育中止に至った原因の分析や、児童と養親候補者双方の心理的サポートは具体的に定めておらず、対応にばらつきが生じる可能性があります。		養育中止後の児童および養親候補者に対する支援を定めていますが、具体的な内容の定めがありません。業務手順の見直し時にも、他機関での事例検討などでも扱われない内容のため、養親候補者や子どもに対する具体的なアクションの設定にまで至っていません。養育中止のケースごとの原因分析や、今後の改善策を講じるためのデータ収集や評価体制の強化についても検討を続けていくことが求められます。今後は、子どもの養子縁組の再調整の手順や留意点について定め、心理的支援の充実、継続的なフォローアップ、養育中止の原因分析を通じた対応策の強化を行うことを期待します。
	■ 養子縁組成立前養育が中止された場合には、児童と養親候補者の双方に対して、丁寧なケアを行っている。				
	■ 養子縁組成立前養育が中止された養親候補者を次の養子縁組のあっせんで優先するなどは行っていない。				
	■ 養子縁組成立前養育が中止された理由や、中止後の児童の様子等について丁寧に確認を行っている。				
	■ 児童を次の養親希望者にあてずするにあたっては、養親希望者の選定をより丁寧にを行うなど、養子縁組前養育の中止が繰り返されないよう配慮している。				
No.31	Ⅲ-1-(6)-① 養子縁組成立後の児童への支援が適切に行われている。	a	対象とする子供は新生児のため、アセスメント結果は養親の居住する地域の保健師等の関係機関との連携を通じて行うこととなっています。保健師の訪問により子どもの成長や健康状態を確認する仕組みを整えています。関係機関と連携し、養親と児童の状況を定期的に把握しています。また、養親が養育に関して困った際に相談できる体制を確保し、養親に対し、子どもの発達に応じた適切な養育の方法について助言を行う仕組みを構築し、子どもの健全な成長を支援しています。		
	■ 児童に対するアセスメントを行い、支援の必要性及び必要な支援について検討している。				
	■ 児童に対し、継続的な心身の支援を行っている。				
	■ 児童に対し、関係機関による支援が提供されるよう、支援体制を構築している。				
	■ 児童の養育・支援にあたり、養子縁組のあっせん・相談支援の各プロセスにおいて、必要に応じ、連携先の関係機関に所属する専門職の助言を得ている。				
No.32	Ⅲ-1-(6)-② 養子縁組成立後の養親家庭への支援が適切に行われている。	a	業務手順書に養子縁組成立後の養親家庭への支援を定めています。一定の相談支援体制を整えており、養親が困った際に相談できる窓口を設けています。また、養親によって運営されている「星の子会★」への参加を勧め、養親家庭同士の交流も支援しています。関係機関と連携し、養親に対する育児や養育に関する情報提供を行う仕組みを整えています。	子どもと養親のライフイベントに合わせて状況を確認したり、遠方から子どもが病院を訪ねてきた際に再会を喜び、子どものルーツや養親家庭と協力して子どもの出自を知る権利の擁護に努めています。職員が本州に出張した際に親子面談を実施するなど、機会を見つけて接点を持っています。職員は子どもの出自の開示について外部研修等でも学び、職員間や、養親に対しても望ましい方法を一緒に検討しています。養親が安心して養育に取り組むための有益な取組みであり、養親が安定した養育環境を整えるために重要な役割を果たしています。	
	■ 養親が必要な時に相談できる支援体制を構築している。				
	■ 養親や養子となった児童に対して自ら支援すると同時に、そのニーズを把握し、気持ちを丁寧に聞きながら、適切な支援機関との協働を行っている。				
	■ 養親や養子となった児童への定期的・継続的な訪問などにより関係性の維持を図りつつ、子どもの発達段階に応じた悩みに対する助言などを行っている。				
	■ 遠隔地の養親及び養子となった児童には、養子縁組成立前から、養親居住地を管轄する児童相談所等の関係機関と養親との関係づくりを行うなど、継続的な支援が行える体制を整えている。				
	■ 養子となった児童から自らの出自に関する情報を知りたいとの相談があった場合は、丁寧に相談に応じたうえで、当該児童の年齢等を踏まえ、適切な助言・対応を行っている。				

		全体の評価			
		評価ランク	評価の理由	特に評価が高い点	改善が求められる点
No.33 III-1-(6)-③ 養子縁組成立後の生みの親への支援が適切に行われている。		b	養子縁組成立後の生みの親に対する一定の支援を提供しており、心理的ケアや相談支援を行う仕組みがあります。その他にも生みの親の定期受診時に話を聞いたり、生みの親の気持ちに沿って話を聞いている。必要な場合には関係機関と連携し、生みの親が精神的に安定できるよう検討を行っています。しかし、生みの親の状況や気持ちにより対応の検討が必要のため、マニュアル化など一定の支援方法を定めることが難しい状況です。そのため、支援の継続性や個別対応の振返りとそれに伴う改善などの取組が限定的なものとなっています。特に、生みの親が社会的・精神的に孤立しないような支援体制の強化が求められます。	養子縁組成立後の生みの親が精神的に安定し、安心して生活できるよう支援を提供しています。また、生みの親の意向に応じて、養子縁組後の情報提供の在り方を調整する配慮もなされており、業務手順書にも生みの親の心理的喪失感への支援を掲げ、個々のニーズに合わせた対応を行っています。	養子縁組成立後の生みの親に対する支援の継続性について、手紙などで定期的な連絡を行うことも検討しています。長期的なフォローアップ体制が未整備で、支援内容も必ずしもすべて記録を行っていないことが課題です。また、生みの親がどのような支援を受けられるのかが明確でなく、必要な時に適切なサポートを受けられるような体制の強化が求められます。今後は、支援の継続性を高めるためのフォローアップ体制の充実と、必要に応じた心理的サポートの強化を進めることを期待します。
	■ 生みの親に対するアセスメントを行い、支援の必要性及び必要な支援について検討している。				
	■ 生みの親に対し、自ら継続的な心身の支援を行っている。				
	■ 生みの親が生活を立て直すための支援等に関する情報提供や、関係機関へのつなぎを行っている。				
	■ 生みの親に対し、関係機関による支援が提供されるよう、支援体制を構築している。 ■ 生みの親への支援にあたり、養子縁組のあっせん・相談支援の各プロセスにおいて、必要に応じ、連携先の関係機関に所属する専門職の助言を得ている。				
No.34 III-2-(1)-① 養子縁組のあっせん・相談支援について標準的な実施方法が文書化され、それに則った養子縁組あっせん・相談支援が実施されている。		b	養子縁組のあっせん・相談支援の実施に関し、あんさん協の基本となる業務方法書を用いて、A1施設の共通基盤となる考え方を基に編纂した業務手順書を定めています。また、職員が適切な手順に基づいて業務を遂行できるよう、関係機関との連携や職員研修の実施も行っています。しかし、標準化された実施方法の文書化が十分とは言えず、業務の詳細な手順や判断基準が明確でないケースが見られます。また、今後、職員の増員などに向け、職員の業務遂行状況をチェックし、適切なフィードバックを行う仕組みを強化することを期待します。	養子縁組のあっせん・相談支援を適切に行うため、標準化された手順を整備し、職員が一定のルールに基づいて業務を遂行できる体制を構築しています。助産師としての相談技術と、あっせんに係る相談のスキルは重複した部分も多く見られ職員間の共通理解や一定水準の技能を担保しています。また、方針を明確にし、業務の流れの意味を職員が読み取れるよう工夫を行っており、職員向けの研修の実施も合わせて行っています。また、あんさん協をはじめとする関係機関との連携を活用し、実施方法の適正化に向けた情報共有や改善に取組んでいます。こうした努力は、養子縁組の適正な実施と、関係者の信頼性向上に寄与しています。	標準的な実施方法の文書化を行っていますが、熟練した職員が実施するためには過不足なく記載している内容であっても基礎資格が異なる新たな職員にとっては背景が理解できない可能性もあります。そのため、職員による判断基準や対応方法にばらつきが生じる可能性があります。特に、養子縁組のあっせん・相談支援における具体的な基準や対応手順が細かく明文化されていないケースがあります。また、標準的な業務手順が実際に適切に運用されているかを検証する仕組みが整っていないため、記録の方法や定期的な確認、業務の評価プロセスを導入することが望まれます。今後は、標準化の徹底、業務の透明性向上、継続的な改善に向けた取組みを期待します。
	■ 養子縁組のあっせん・相談支援の標準的な実施方法が、業務方法書として文書化されている。				
	■ 業務方法書には、養子縁組あっせん・相談支援の手順と方法がわかりやすく記載されている。				
	■ 職員や個別事例により支援の質が異ならないよう、特に重要な事項については、必要な様式を定めるなど、具体的な業務内容と留意事項が標準化されている。				
	■ 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。 ■ 業務方法書に則った養子縁組のあっせん・相談支援が実施されている。 ■ 業務方法書における養子縁組あっせん・相談支援の手順と方法などの必要な事項について、生みの親や養親希望者に十分に説明されている。				
No.35 III-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。		b	養子縁組のあっせん・相談支援に関する標準的な実施方法を定めており、令和7年度から運用する業務手順の見直しを行っています。今回の改定では実際の業務の振返りとあんさん協の業務手順なども検討し、書式の変更を含め大幅な改定となっています。見直しに当たっては職員からの意見を反映しています。	養子縁組のあっせん・相談支援の実施方法について、関係機関と連携しながら行っています。特に、最新の法改正や支援方針の変更に合わせ、業務手順の修正を行い、北海道への届け出も行っています。	実施方法の見直しが体系化されておらず、今後どのタイミングで、どのような基準で見直しを行うのかが明確ではありません。また、職員の意見がどの程度業務手順の変更に反映されるのかが不透明であり、改善の効果を検証する仕組みも不足しています。今後は、定期的な業務改善の機会を設け、職員の意見を反映しやすい仕組みを導入することも必要です。フィードバックの仕組みを強化し、見直しのプロセスを明確化することで、より効果的な業務改善を期待します。
	■ 業務方法書の内容は、定期的に検証されている。 ■ 業務方法書の内容に見直しが必要となった場合の方法が定められている。				

		全体の評価			
		評価ランク	評価の理由	特に評価が高い点	改善が求められる点
No.36	Ⅲ-2-(2)-① 養親希望者の適性評価と選定が適切に行われている。	a	養親希望者の適性評価と選定に関し、あんさん協の書式に基づき記載しています。適正評価のため、養親希望者との面談や訪問などにより適切なプロセスを経ています。養親希望者の養育能力や生活環境を確認し、関係機関からの情報の共有なども行って、子どもの最善の利益の実現に取り組んでいます。一時面談を行い、総合的な評価の上、あんさん協に対し推薦状を発行しています。養親の選定は、推薦状によりあんさん協が行っています。	養親希望者の適性評価と選定を慎重に行い、児童の最善の利益を確保するための取組みとして、面談や訪問調査を通じて、養親希望者の家庭環境や養育能力を確認しています。関係機関と情報を共有し、より多角的な視点から養親希望者の心理的・経済的な側面も考慮し、養子を迎える準備が整っているかを慎重に見極めています。一次面談においては、あんさん協からの面談ポイントの説明などに従い、適切なものとなるようにしています。こうした取組みは、子どもが適切な家庭環境のもとで育つための重要なプロセスとなっています。	
	■ 養親希望者の適性について、児童を養育する上での強みや課題を総合的に勘案して、様々な観点から評価・判断されている。				
	■ 養子縁組のあっせんを希望する理由や、養子縁組あっせんを申し込むに至った経緯については、特に丁寧な聴き取りを行っている。				
	■ 養親希望者の適性評価を行うために確認すべき内容及び適性評価を組織的に検討・決定する方法が具体的に定められている。				
	■ 養親希望者の適性評価が、定められた様式等に則り、適切な手順により実施されている。				
No.37	Ⅲ-2-(2)-② 養親希望者への情報提供、研修等が適切に行われている。	b	養親希望者に対し、養子縁組に関する基本的な情報提供を行い、入院教育や一定の研修機会を提供しています。特に、養育の心構えや養子縁組の法的手続きに関する説明を丁寧に言い、養親希望者が適切な知識を持つための取組みを行っています。また、真実告知など特別養子縁組によって予測される心理的な危機や養育に関する専門的な情報提供を行う姿勢も見られます。しかし、研修内容が体系的に整備されているとは言えず、参加者によって学べる内容にばらつきがあるため、今後の改善が求められます。	養親希望者が養子縁組について理解を深められるよう、情報提供や研修の機会を一定程度確保しています。法的手続きや養育に関する基本的な説明を行う研修を実施し、養親希望者が適切な準備を進められるようサポートしています。また、関係機関と連携し、専門的な知見を活かした情報提供が行われていることも良い取組みといえます。さらに、養親希望者が疑問を持った際にZOOM等を活用し相談できる窓口を設置し、個別の質問に対応しています。	養親希望者向けの研修が体系化されておらず、受講する内容や研修の頻度にばらつきが生じる可能性があります。特に、養親希望者が養子を迎えた後に直面する課題（児童の適応支援、発達課題など）に関する実践的な研修が不足しており、育児トレーニングを含めた実践的な支援プログラムの導入が求められます。また、フォローアップ体制が確立されておらず、受講者が研修で学んだことを継続的に実践するための支援も不足しています。今後は、養親希望者向けの研修プログラムを体系化し、必要に応じて継続的な学習機会を提供することを期待します。
	■ 養親希望者の受講する研修において、養親希望者に対し、児童の特性や発達に関する理解を深めさせている。				
	■ 養親希望者の受講する研修において、養親希望者に対し、真実告知の重要性について理解を促している。				
	□ 養親希望者の受講する研修において、児童への関わり方を実践的に習得できるカリキュラムを作成している。				
	■ 養親希望者の研修への取組状況や内容についての理解等を通じ、養親希望者の強み・課題を把握している。（委託先研修担当者からの報告等）				
No.38	Ⅲ-2-(3)-① 帳簿への記録が適切に行われ、記録された内容が職員間で共有化されている。	b	養子縁組に関する業務の記録を帳簿へ適切に記載し、永年管理体制を維持しています。生みの親の紙カルテに職員が必要な情報を記載し、随時確認できるようにしています。また、あんさん協との連携のため、一定のルールに基づいた記録管理を行っています。しかし、今後の出自の記録の開示を見据えた準備や、あんさん協との情報共有の検討もなされており、標準化や記入の統一性については今後変更が生じる可能性があります。記録の更新頻度や職員間での情報共有の効率性を向上させる仕組みも含め、検討と整備を進めていくことを期待します。	養子縁組に関する業務記録を適切に帳簿へ記載し、職員が必要な情報を確認できる環境を整備しています。また、関係機関との情報共有を行う際に、一定のルールに基づいた記録管理が実施されています。さらに、帳簿の管理方法について職員向けのルールが策定されており、記録の正確性を確保するための取組みを行っています。	あんさん協とのデータ共有化の論議が行われており、その場合には記録方法や保管方法が大きく変わる可能性があります。また、子どもが出自についての開示を求めた場合の規定についても未整備となっています。子どもに関する情報、生みの親に関する情報、養子縁組の経緯や成立後の状況、養親希望者に関する情報などの法定事項と合わせて、子どもに伝えたい内容や方法などを検討し、規定として定めることを期待します。
	■ 規則第7条第1項に規定する記載事項を記載した帳簿を備えている。※法定事項				
	■ 帳簿は養子縁組あっせんのケースごとにファイリングされている。				
	■ 帳簿の記載内容や表現は適切である。				
	■ 養子縁組のあっせん・相談支援に必要な情報が、職員間で共有されている。				
	■ 児童、生みの親、養親希望者等に関する情報収集、保管、使用に関するルールを業務方法書に定めている。				
	■ 児童が自らの出自を知ることができるよう、児童に関する情報、生みの親に関する情報及び養子縁組の経緯についての情報が帳簿に記録・保管されている。				

		全体の評価			
		評価ランク	評価の理由	特に評価が高い点	改善が求められる点
No.39 III-2-(3)-② 帳簿の永続的な保管体制が確立されている。		b	あっせん機関の記録として他のカルテ類とは別に、専用のカルテ庫に保管しています。また、関係機関の監査を受ける際にも、必要な情報を適切に提出できるよう準備しています。しかし、帳簿の長期保管に関する具体的な運用ルールが不明確な部分があり、一定期間を経過すると廃棄する書類があるなど、整理が必要な部分があります。あんさん協との情報共有などによりデジタル化の活用も含めた検討を行っています。	帳簿の保管に関する一定のルールを設け、専用カルテ庫やスプリンクラーの設置など重要書類を適切に管理する体制を整えています。特別養子縁組担当職員がカルテ庫の鍵を管理し、生みの親の外来対応時にカルテを必要とする際は、特別養子縁組担当職員を通して提供しています。	個人情報の保護方針はホームページにも掲載していますが、生みの親や養親希望者に対して、記録の保管等について事前に伝える必要があります。また紙媒体での保存が中心であり、デジタル化による検索性や保管の効率化が進んでいない点も課題です。さらに、職員の異動や退職時の引き継ぎにおいて、過去の記録を円滑に活用できる仕組みが不十分であり情報の引き継ぎ体制の強化が必要です。今後は、帳簿のデジタル化やバックアップ体制の整備、関係者への情報の取扱の周知に関する明確なルールを定め、より信頼性の高い記録管理を行うことを期待します。
	■ 不慮の災害等による帳簿の滅失防止のために、十分な対策がとられている。 ■ 記録の保管及び事業許可取消し時又は事業廃止時の引継ぎの可能性について、養親希望者及び生みの親に対して事前に説明し、理解を求めている。				
No.40 III-2-(3)-③ 帳簿に記載された情報の取扱いが適切に行われている。		b	帳簿に記載された情報の管理について一定のルールを定め、職員が適切に取扱いを行っています。情報の閲覧権限を定め、外部への不適切な情報流出を防ぐ体制を整えています。しかし、情報のアクセス管理や取扱いの手順において職員によってばらつきが生じる可能性があります。今後は、情報の取り扱いに関するルールの明確化と、定期的な周知とチェック体制の強化が求められます。	事業所は、帳簿に記載された情報の適切な管理に取組み、個人情報の保護を重視しています。特に、職員のアクセス権限を設定し、閲覧者を限定することで、不適切な情報流出を防ぐ仕組みを整えています。また、あんさん協との情報共有や連携を通じて、情報管理の適正化に向けた取組みを行っています。さらに、帳簿の記載内容を定期的に確認し、誤記や不備がないようチェック体制を確保しています。	情報管理の規定はありますが、管理責任者は明記していません。また、真実告知と生みの親に関する情報の提供についての同意がありますが、意向を確認した記録等についても整備していく必要があります。情報のアクセス管理や取扱いのルールについて、職員に対する研修を定期的に実施していません。そのため、職員間で運用のばらつきが見られる可能性があります。今後は個人情報保護法や規定等についての定期的な職員教育を実施し、情報の取扱を適切に行っていくことを期待します。
	■ 児童の求めに応じ、帳簿の一定の情報を民間あっせん機関等から児童に対して提供する可能性があることを、生みの親に対してあっせんの段階で説明し、その意向を十分確認するとともに、あらかじめ同意を得ている。				
	■ 養子縁組のあっせん・相談支援の記録について、プライバシー保護の観点から、関係者の情報管理を徹底している。				
	■ 個人情報の取扱いについて定めた文書がある。 ■ 職員が個人情報保護規程等を理解し、遵守している。				
No.41 III-2-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知している。		b	苦情解決については、病院全体で取組んでいるため、養子縁組を希望する生みの親や養親候補者に対しての特別な仕組みは準備していません。病院の苦情解決の仕組みに則って関係者が苦情を申し立てることができる体制を設けており、病院全体として4週に1回、職員が共有し、再発防止に努めています。	病院として苦情対応の仕組みを一定程度確立し、関係者からの申立てに対応できる体制を整えています。また、職員が苦情対応の基本的な手順を理解し、問題が発生した際に迅速に対応できるよう体制を整えています。	苦情解決の仕組みが十分に周知されているとは言えず、関係者が苦情を申立てる方法を知らない可能性があります。特に、養親候補者や関係者に対して、苦情の申立て方法や対応手順が明確に伝えられていないケースがあり、今後は周知活動を強化する必要があります。また、苦情受付はカルテに記載するためにカルテを作成していない申出者の記録の取扱いに課題が見られます。苦情の内容を分析し、業務改善につなげる体制が不十分であるため、苦情をもとにしたフィードバックの強化も必要です。今後は、苦情対応の周知徹底、対応結果の透明性向上、苦情を活用した業務改善の仕組みづくりを進めることを期待します。
	□ 苦情解決に関する体制及び流れについて定めた文書がある。 □ 苦情解決体制について、文書や掲示により、その仕組みを分かりやすく周知している。				
No.42 III-2-(4)-② 児童や生みの親、養親希望者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、周知している。		a	業務手順書において、生みの親、養親希望者が相談や意見を述べやすい環境を整備しています。職員が関係者との面談やヒアリングを行い、意見を聞く機会を確保していることで、支援の質を向上させています。生みの親や養親希望者、養親が話やすい職員と面談やメールで話ができるなど、プライバシーや個別の事情に合わせた方法を選択できるようにしています。また、養親が参加するグループラインでも意見を受け付け、積極的な把握を行っています。	生みの親、養親希望者が相談できるよう、面談の機会を確保し、職員が個別の相談に対応する体制を整えています。特に、関係者が悩みや疑問を相談できる方法を複数用意し、相談機会を提供していることは、支援の充実に寄与しています。また、相談内容によっては外部の専門家の意見を取り入れた相談支援を行うなど、専門性を活かした取組となっています。	
	■ 児童、生みの親、養親及び養親希望者が意見を述べやすく、相談しやすい体制が確保されている。				
	■ 相談体制について、児童、生みの親、養親及び養親希望者に周知している。 ■ アンケートの実施やイベント開催による交流等、意見を積極的に把握する機会をつくっている。				

		全体の評価			
		評価ランク	評価の理由	特に評価が高い点	改善が求められる点
No.43	Ⅲ-2-(4)-③ 児童や生みの親、養親及び養親希望者からの相談や意見、苦情等に対して、適切な対応をしている。	b	生みの親、養親および養親希望者からの相談や苦情を受け付け、対応を行う仕組みを整備しています。特に、職員が相談内容に応じた対応を行い、必要に応じて関係機関と連携しながら支援を提供していることは、利用者の安心につながっています。また、相談の受付方法や対応フローが概ね確立されています。しかし、苦情や相談に対する対応の透明性が十分に確保されているとは言えず、関係者が対応結果を把握しにくい状況があるため、対応プロセスの明確化が求められます。	生みの親、養親および養親希望者からの相談や意見を受け付け、適切な方法で対応しています。内容によってはあんさん協の助言や、弁護士等の意見を受けて適切な対応を行っています。特に、職員が相談者の立場に寄り添い、個別対応を行い、苦情等を申し出た場合でも不利益な扱いをしないことを基本とし、信頼関係を大切にしています。また、関係機関との連携を活かし、専門的な支援が必要なケースについて適切なフォローを行っています。	相談や意見、苦情に関するマニュアルがなく、相談や苦情に対してどのような対応を行ったのか、どのように解決されたのかが相談者に適切に伝えられていないケースがあるため、フィードバックの仕組みを強化する必要があります。また、記録する書式を定めておらず、個別のカルテに記載しているため、相談や苦情の内容を分析し、事業の改善への運動が不十分です。今後は、カルテのない申出者の記録の取扱いや相談・苦情対応の透明性向上、相談内容を活かした事業改善の強化を進めることを期待します。
	■ 相談や意見、苦情等を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めた対応マニュアルを整備している。				
	■ 相談や意見、苦情等について、組織的かつ迅速に対応している。				
	■ 相談や意見、苦情等にもとづき、養子縁組のあっせん・相談支援の質の向上に関わる取組が行われている。				
	■ 児童や生みの親、養親、養親希望者からの要望に応えられない場合には、その理由を丁寧に説明している。				
	■ 養親希望者が意見や苦情を述べたことにより養子縁組のあっせんを行わないなど、養親希望者が意見等を述べにくくなるような言動を行っていない。				
No.44	Ⅲ-2-(5)-① 安心・安全な養子縁組のあっせん・相談支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	c	養子縁組のあっせん・相談支援におけるリスクを最小限に抑えるため、業務手順を定め管理体制を整えています。特に、関係機関と連携し、養親希望者や生みの親の適性評価を行うことで、子どもの安全確保に努めていることは重要な取組みです。また、職員向けの研修を実施しておらず、リスクを事前に察知し適切な対応を取るための教育が不足しています。業務における、リスクマネジメントの具体的なガイドラインが策定されていないため、リスクへの対応方法にばらつきが生じる可能性があります。今後は、リスク発生時の対応手順の標準化や、事例をもとにしたリスク評価体制の強化を期待します。	医療安全に係る研修を全職員を対象に行っています。そのため、生みの親と子どもに関する健康管理や緊急事態に対する想定と訓練は十分に行っているといえます。インシデントを報告するための書式を整備し、全体で把握しています。また、緊急時における連絡体制も整えています。また、事故等については、審議委員会に報告し、再発防止に努めています。	リスクマネジメントの具体的なガイドラインが明確でなく、リスク発生時の対応方法が統一されていません。特に、養子縁組の各段階で発生し得るリスクを整理対応マニュアルを策定することが必要です。また、リスクマネジメントの効果を検証する仕組みが十分に確立されておらず、実際にリスクが発生した際の対応の質を向上させるためのフィードバックの体制も不足しています。さらに、リスクの兆候を早期に察知し、未然に防ぐためのモニタリングシステムを導入することも重要です。今後は、リスク管理体制の強化、対応手順の標準化、継続的な評価と改善の仕組みづくりを進めることで、より安全で安心できる養子縁組の支援体制を期待します。
	■ 養子縁組のあっせん・相談支援の過程で起こり得る緊急事態を想定し、事故対応マニュアルを作成して職員に周知するなど、リスクマネジメント体制を構築している。				
	■ 緊急時における関係機関との連絡・協力体制をあらかじめ構築している。				